

別紙 2

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
501	保健福祉総合センター利用の承認	厚岸町保健福祉総合センター条例（平成12年厚岸町条例第39号）	第7条第1項	○	3日	保健福祉課社会福祉係	
502	多機能共生型地域交流センター使用の許可	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例（平成22年厚岸町条例第12号）	第5条第1項	○	3日	保健福祉課社会福祉係	
503	多機能共生型地域交流センター使用料の免除	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例（平成22年厚岸町条例第12号）	第8条第3項	○	3日	保健福祉課社会福祉係	
504	多機能共生型地域交流センター使用料の還付申請	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例施行規則（平成22年厚岸町規則第5号）	第6条第2項	○	10日	保健福祉課社会福祉係	
505	多機能共生型地域交流センターの特別の設備等の許可	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例施行規則（平成22年厚岸町規則第5号）	第7条	○	30日	保健福祉課社会福祉係	
506	生活福祉資金等利子補給金の交付申請	厚岸町生活福祉資金等利子補給条例（平成2年厚岸町条例第21号）	第6条	○	30日	保健福祉課社会福祉係	
507	ウタリ住宅新築資金等貸付の決定	厚岸町ウタリ住宅新築資金等貸付条例（昭和62年厚岸町条例第16号）	第7条	○	30日	保健福祉課社会福祉係	
508	ウタリ住宅新築資金等貸付金の償還の猶予及び免除	厚岸町ウタリ住宅新築資金等貸付条例（昭和62年厚岸町条例第16号）	第15条	○	30日	保健福祉課社会福祉係	
509	ウタリ住宅新築資金等貸付金の違約金の免除	厚岸町ウタリ住宅新築資金等貸付条例（昭和62年厚岸町条例第16号）	第16条第1項	○	30日	保健福祉課社会福祉係	
510	災害見舞金支給の認定	厚岸町災害見舞金支給条例（平成元年厚岸町条例第7号）	第4条	○	7日	保健福祉課社会福祉係	
511	災害援護資金貸付の決定	厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成元年厚岸町条例第6号）	第18条第1項	○	30日	保健福祉課社会福祉係	
512	災害援護資金貸付金の違約金の免除	厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成元年厚岸町条例第6号）	第21条	○	30日	保健福祉課社会福祉係	
513	災害援護資金貸付金の償還金の猶予	厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成元年厚岸町条例第6号）	第22条第1項	○	30日	保健福祉課社会福祉係	
514	出産祝金支給の決定	厚岸町出産祝金支給規則（平成19年厚岸町規則第6号）	第6条第1項	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	
515	町立保育所入所の承認	厚岸町立保育所条例（昭和49年厚岸町条例第2号）	第4条第1項	×ア	14日	保健福祉課児童福祉係	
516	町立保育所保育料の減免	厚岸町立保育所条例（昭和49年厚岸町条例第2号）	第5条	×ア	14日	保健福祉課児童福祉係	
517	町立へき地保育所入所の承諾	厚岸町立へき地保育所条例（昭和49年厚岸町条例第4号）	第6条	×ア	14日	保健福祉課児童福祉係	
518	町立へき地保育所保育料の減免	厚岸町立へき地保育所条例（昭和49年厚岸町条例第4号）	第7条第2項	×ア	14日	保健福祉課児童福祉係	

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
519	保育所・幼稚園保育料助成の決定	厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則（平成19年厚岸町規則第5号）	第6条	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	
520	児童館使用の承認	厚岸町児童館条例（平成6年厚岸町条例第5号）	第8条第1項	×ア	3日	保健福祉課児童福祉係	
521	児童館利用料の減免	厚岸町児童館条例（平成6年厚岸町条例第5号）	第10条第2項	○	3日	保健福祉課児童福祉係	
522	がん検診受診の決定	厚岸町がん予防保健事業条例（平成12年厚岸町条例第38号）	第4条	○	1日	保健福祉課健康づくり係	
523	予防接種の申込み	厚岸町予防接種費用徴収条例（平成13年厚岸町条例第54号）	第6条第2項	○	1日	保健福祉課健康づくり係	
524	予防接種費用の還付申請	厚岸町予防接種費用徴収条例施行規則（平成13年厚岸町規則第43号）	第6条第2項	○	3日	保健福祉課健康づくり係	
525	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成の決定	厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成規則（平成24年厚岸町規則第8号）	第6条	○	1日	保健福祉課健康づくり係	
526	妊婦健康診査通院交通費助成の決定	厚岸町妊婦健康診査通院支援事業実施規則（平成19年厚岸町規則第4号）	第5条	○	3日	保健福祉課健康づくり係	
527	養育医療費用徴収金の免除	厚岸町母子保健法施行細則（平成25年厚岸町規則第2号）	第8条第1項	○	3日	保健福祉課健康づくり係	
528	多機能共生型地域交流センター車いす対応福祉車両使用の承認	厚岸町多機能共生型地域交流センター車いす対応福祉車両使用管理規則（平成22年厚岸町規則第31号）	第6条第1項	○	3日	保健福祉課障害福祉係	
529	障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付の決定	厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則（平成18年厚岸町規則第34号）	第11条	○	7日	保健福祉課障害福祉係	
530	地域生活支援事業利用の決定	厚岸町地域生活支援事業条例（平成18年厚岸町条例第48号）	第5条第2項	○	30日	保健福祉課障害福祉係	
531	日常生活用具の給付又は貸与の決定	厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第61号）	第6条	○	10日	保健福祉課障害福祉係	
532	手話通訳者・手話奉仕員派遣の決定	厚岸町障害者等コミュニケーション支援事業実施規則（平成18年厚岸町規則第56号）	第7条第1項	○	7日	保健福祉課障害福祉係	
533	障害児援護旅費助成の決定	厚岸町障害児援護旅費助成規則（平成21年厚岸町規則第4号）	第7条第3項	○	7日	保健福祉課障害福祉係	
534	障害児通園交通費助成の決定	厚岸町障害児通園交通費助成規則（平成21年厚岸町規則第5号）	第5条第2項	○	7日	保健福祉課障害福祉係	
535	精神障害者医療費助成の請求	厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和54年厚岸町条例第24号）	第5条第1項	○	7日	保健福祉課障害福祉係	
536	精神障害者通所交通費助成の認定	厚岸町精神障害者通所交通費助成規則（平成19年厚岸町規則第31号）	第6条第2項	×ア	7日	保健福祉課障害福祉係	
537	特定疾患患者等援護旅費助成の認定	厚岸町特定疾患患者等援護旅費助成規則（平成12年厚岸町規則第38号）	第5条第2項	×ア	7日	保健福祉課障害福祉係	
538	じん臓機能障害者通院交通費助成の決定	厚岸町じん臓機能障害者通院交通費助成規則（平成12年厚岸町規則第52号）	第7条第2項	○	7日	保健福祉課障害福祉係	
540	介護保険料の執行猶予	厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第1号）	第8条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
541	介護保険料の減免	厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第1号）	第9条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
542	日常生活用具の給付又は貸与の決定	厚岸町高齢者日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第62号）	第5条	×ア	10日	保健福祉課地域包括支援係	
543	福祉バス使用の承認	厚岸町福祉バス使用管理規則（昭和55年厚岸町規則第5号）	第6条	×ア	4日	保健福祉課地域包括支援係	
544	介護用品給付の決定	厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則（平成15年厚岸町規則第37号）	第7条第1項	×ア	4日	保健福祉課地域包括支援係	
545	住宅改修支援費助成の決定	厚岸町住宅改修支援費助成規則（平成14年厚岸町規則第7号）	第4条第2項	×ア	4日	保健福祉課地域包括支援係	
546	福祉電話貸与の決定	厚岸町福祉電話貸与事業実施規則（平成2年厚岸町規則第19号）	第5条	×ア	7日	保健福祉課地域包括支援係	
547	福祉機器貸与の決定	厚岸町在宅福祉機器貸与規則（平成3年厚岸町規則第6号）	第5条	×ア	4日	保健福祉課地域包括支援係	
548	高齢者等及び身体障害者生活支援事業利用の決定	厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例（平成12年厚岸町条例第5号）	第4条第2項	×ア	7日	保健福祉課地域包括支援係	
549	厚岸町車いす等利用者通院費助成の決定	厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例（平成12年厚岸町条例第5号）	第5条第2項・第9条第1項	×ア	7日	保健福祉課地域包括支援係	
550	子どものインフルエンザワクチン予防接種費用助成の決定	厚岸町子どものインフルエンザワクチン予防接種費用助成規則（平成29年厚岸町規則第14号）	第5条	○	10日	保健福祉課健康づくり係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
 - ②「×」 審査基準を設定していない
- ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの
イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの